

一般財団法人青森県交通安全協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人青森県交通安全協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を青森県青森市に置く。

2 この法人は、従たる事務所を青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、鯨ヶ沢町、野辺地町、七戸町、三戸町及び五戸町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、交通道德の普及高揚を図り、もって交通秩序の維持と交通安全に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 交通安全を推進するための企画及びその実施
- (2) 初心運転者の指導育成及び自動車運転者等の交通安全教育
- (3) 交通安全功労者及び優良運転者等の表彰
- (4) 交通安全に関する各種資料等の刊行及び頒布
- (5) 青森県交通指導隊に関する事業
- (6) 交通安全活動推進センターに関する事業
- (7) 交通事故に関する相談
- (8) 関係官公庁、団体からの委託又は指定を受けた事業
- (9) その他この法人の目的達成のために必要な事業

2 前項各号の事業は、青森県内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第9条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員20名以上30名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬)

第13条 評議員は、無報酬とする。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席評議員の中から選出する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 評議員会の議長、会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人1名及び会長は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 25名以上36名以内
- (2) 監事 3名以内

- 2 理事のうち1名を会長、6名以内を副会長、1名を専務理事、4名以内を常務理事とする。
- 3 前項の会長及び副会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順序により、会長の職務を代行する。
- 4 専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において定める役員及び評議員の報酬等に関する規則に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順

序にしたがって副会長が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 委員会等

(委員会)

第34条 この法人の事業の円滑な運営を図るために、理事会の決議により委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

(交通指導隊)

第35条 この法人の事業を推進するために、交通指導隊を置く。

2 交通指導隊の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

第9章 地区協会

(地区協会)

第36条 この法人の事業を推進するため、従たる事務所の所在地に地区協会を設

置する。

- 2 地区協会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める一般財団法人青森県交通安全協会地区協会運営規則による。

第10章 会 員

(会員の種別及び資格)

第37条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 普通会員

道路交通法第84条に規定する運転免許取得者で、この法人の目的に賛同して入会したもの

- (2) 賛助会員

この法人の目的に賛同する団体又は個人で、理事会の承認を得たもの

- (3) 特別会員

この法人の事業に特に功労があった者又は学識経験者で、理事会において推薦されて入会したもの

(会費)

第38条 この法人の普通会員及び賛助会員は、理事会の決議により定めるところにより会費を納入するものとする。

第11章 事務局

(事務局)

第39条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所定の職員を置く。

- 3 職員は、会長が任免する。ただし、事務局長の任免に当たっては、事前に理事会の承認を得なければならない。

- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第41条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由により前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第14章 補 則

(委任)

第44条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の会長は山岸昌平、副会長は杉山博利、柳谷章二、近江欣也、千代谷 満、橋本 晃、専務理事は石田省吾、常務理事は平野謙一郎、川崎敏弘、佐々木正明、伊藤晃とする。

4 この法人の最初の理事は、次に掲げる者とする。

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| (1) 柳 谷 章 二 | (2) 熊 谷 立 雄 | (3) 近 江 欣 也 |
| (4) 白 石 光 男 | (5) 千代谷 満 | (6) 工 藤 信 明 |
| (7) 境 谷 定 雄 | (8) 葛 西 文 昭 | (9) 田 島 一 史 |
| (10) 布 施 久 | (11) 橋 本 晃 | (12) 太 田 博 之 |
| (13) 木 村 藤 代 | (14) 坂 田 英 雄 | (15) 杉 山 博 利 |
| (16) 佐 藤 純 章 | (17) 高 田 光 雄 | (18) 桜 庭 修 |
| (19) 川守田 欣悦 | (20) 戸 沼 圭 一 | (21) 奥 瀬 金 藏 |
| (22) 酒 井 美代志 | (23) 對 馬 正 美 | (24) 三 浦 俊 哉 |
| (25) 成 田 肇 | (26) 蛸 島 敏 春 | (27) 小 枝 悠 |
| (28) 今 井 高 志 | (29) 山 岸 昌 平 | (30) 石 田 省 吾 |
| (31) 平 野 謙一郎 | (32) 川 崎 敏 弘 | (33) 佐々木 正 明 |
| (34) 伊 藤 晃 | | |

5 この法人の最初の監事は、次に掲げる者とする。

- | | | |
|-------------|-------------|-----------|
| (1) 新 山 陽 悦 | (2) 白 鳥 桂 子 | (3) 伊與部 豊 |
|-------------|-------------|-----------|

6 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| (1) 蝦 名 亨 | (2) 寺 下 哲 夫 | (3) 小 野 宗 則 |
| (4) 岩 谷 博 | (5) 櫻 田 一 雅 | (6) 三 浦 和 英 |
| (7) 小 野 英 治 | (8) 杉 山 重 一 | (9) 大 湊 一 郎 |
| (10) 小田原 良三 | (11) 堀 合 輝 彦 | (12) 黒 滝 精 一 |
| (13) 鎌 田 喜代志 | (14) 新 山 勝 男 | (15) 吉 田 博 |
| (16) 小 泉 昌 明 | (17) 川 村 健 幸 | (18) 石 垣 道 雄 |
| (19) 石 岡 修 | (20) 秋 村 端 | (21) 鹿 内 朝 明 |
| (22) 淋 代 修 二 | (23) 小笠原 修 | |

7 改定後のこの定款は、平成29年6月30日から施行する。

8 改定後のこの定款は、平成30年6月29日から施行する。

9 改定後のこの定款は、令和2年4月1日から施行する。

10 改定後のこの定款は、令和4年4月1日から施行する。

11 改定後のこの定款は、令和4年6月29日から施行する。

別表 基本財産（第5条関係）

財産種別	金額
定期預金	青森銀行石江支店 17,000,000円